

経済厚生委員会行政視察報告書

平成29年6月14日

境港市議会
議長 岡空 研二 様

経済厚生委員会
委員長 田口 俊介



下記のとおり行政視察を行ったので、その結果を報告します。

記

1 視察期間	平成29年5月17日(水)～平成29年5月19日(金)
2 視察先 及び内容	5月17日(水) 埼玉県和光市 「地域包括ケアシステムについて」 5月18日(木) 埼玉県草加市 「認知症検診事業について」 千葉県我孫子市 「公契約条例について」 5月19日(金) 茨城県取手市 「公共施設等総合管理計画について」
3 視察委員	委員長 田口 俊介 副委員長 浜田 佳尚 委員 岡空 研二、 柗 康弘、 森岡 俊夫、 築谷 敏雄、 永井 章、 定岡 敏行
4 視察経費	合計(8名) 481,440円(一人当たり 60,180円) ※一人当たり経費に端数が出る場合は円未満切り捨て
5 委員長報告	別紙のとおり

経済厚生常任委員会行政視察報告

去る5月17日より19日にかけて、経済厚生委員会として埼玉県和光市及び草加市、千葉県我孫子市、茨城県取手市にて行政視察を行いましたので、報告をいたします。

5月17日は、埼玉県和光市へ伺い、「地域包括ケアシステム」のトップランナーとして知られる和光市の先進的な取り組みについて視察を行いました。

和光市では、全国に先駆けて平成15年より実施している在宅介護の充実と介護予防の効果で要介護認定率は全国平均46.7%に比べ38.1%と低く、第5期介護保険事業計画中には減少傾向を示しました。その結果、介護保険料は、第5期の全国平均4,972円に対し、和光市4,150円、第6期では全国5,514円に対し、和光市4,228円と全国平均を1,000円以上下回っています。

第6期の同計画策定前に医療や住まいとの連携を視野に入れた地域包括ケアの実現を目指すため、全戸を対象に日常生活圏域ニーズ調査を実施し、エリアごとに違う地域の課題を見える化することで、同計画にはこれまでの介護保険事業計画記載事項に加え、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援などを位置づけました。

和光市が地域包括ケアシステムの理想形と言われ全国的に注目されるようになったのは、施策が優れていただけでなく、介護保険開始当初から「介護予防」と「自立支援」に力点を置き、在宅限界点を上げていくために高齢者を現場で支援する専門職を育成することに力を注いだことがその要因となっています。「コミュニティケア会議」いわゆる地域ケア会議は、市役所主催の中央会議が月2回、エリア会議が月1回行われており、多職種、多制度の水平統合、垂直統合の一体的支援で課題の解決を図っています。ケースによっては、生活保護・障がい担当、消費生活相談員、民生委員、成年後見人も同席し、制度や立場を超えて「包括ケアチーム」を機能させ一人の高齢者を支えているとのことでした。

また、高齢者介護・障がい者福祉・子ども子育て支援・生活困窮者施策を一元的にマネジメントする「統合型地域包括支援センター」を設置し、「地域包括ケアの包括化」を実現しており、和光版「ネウボラ」は、妊娠期からの切れ目のない支援として、法定事業に15の独自事業を上乗せして展開しています。

和光市の地域包括ケアシステムの特徴は、介護保険の保険者としての介護保険事業計画の策定や事業運営を行うマクロ政策の視点として個々のマネジメントのミクロ的な支援のあり方を考えることを重要視し、地域ケア会議を中心に据え、高齢者だけでなく、障がい者支援、子ども子育て支援、生活困窮支援を一元化しており、医療・住まい・福祉・保健・権利擁護など多様な地域生活支援サービスを受けられる体制を整備していることといえます。

平成30年度からの第7期介護保険事業計画では、生活課題を解決するサービ

ス基盤とマネジメント機能を充実させることを目標としており、本市の第7期計画の策定においても、和光市と同様に地域課題を包括する「地域包括ケアシステム」の考え方を取り入れることが望まれます。

5月18日には埼玉県草加市、千葉県我孫子市へ伺いました。
埼玉県草加市では「認知症検診事業」について視察を行いました。

この事業は行政と医師会の協働のもと、実施するもので、認知症検診の対象者は草加市に住民票のある60歳の方及び65歳以上の方であり、60歳の方については、草加市八潮医師会が費用を負担しています。受診方法は、草加市及び八潮市の指定医療機関に直接行き、備えつけてある「脳の健康度チェック票」に受診者がその場で記入し、それをもとに医師の問診を受け、より詳しい検査が必要な状態と判断した場合には、二次医療機関につなげるといったものです。受診者の費用は無料であり、市が医療機関に支払う委託料は「脳の健康度チェック票」1件につき1,000円。精密検査報告書1件につき500円です。

市民へは、広報「そうか」、ポスター掲示等で周知を図っているとのこと。

平成28年度の実績は受診者2,349人、受診率4.0%でその中で要検査に至った数は712人、全受診者の30.3%、委託料の決算額は2,897,519円となっています。

今後の課題として①受診率向上のため、今以上の周知を行うこと、②認知症検診実施後の指定医療機関と二次医療機関とのスムーズな連携をめざすこと、③認知症検診の結果を地域包括支援センター等の地域の社会資源と情報共有し、連携した支援をめざすことが挙げられています。

委員からは課題で挙げられている周知の具体的な方法について質問があり、それについては、広報誌やホームページの充実、認知症検診推進委員による未受診者への働きかけの検討がなされているといった答弁がありました。

草加市では医師会が主導してこの活動を推進してきましたが、本市においては行政が中心となって推進していく必要があると考えられます。認知症の早期発見は重要な取り組みであり、草加市の取り組みや、先進地の取り組みを参考に市内あるいは近隣市の医療機関の協力を得られれば同様の取り組みが可能であると感じたところです。

続いて千葉県我孫子市では「公契約条例」について視察を行いました。

「我孫子市公契約条例」は、目的としては、労働者等の生活の安定並びに公共サービスの質の向上を図り、地域経済の活性化及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、千葉県野田市に次いで、全国2番目に制定されました。

条例の概要は、対象とするものは、1億円以上の工事、予定価格2千万円以上の委託や指定管理者との協定に関するもので、受注者等は市長が定める労務報酬下限額以上の賃金を支払うものとされ、下請負者が支払った賃金が下限額以下となった場合、受注者が連帯して支払い義務を負うこととなっています。

また、受注者は賃金が適正に支払われたことを確認するため、賃金等支払報告

書を提出することとされ、報告をしない場合や虚偽の報告をした場合等は、公契約を解除でき、その場合、違反の公表や損害賠償・違約金の徴収もできることとなっています。

労務報酬下限額については、事業者として建設業及び業務委託関係者、労働者として同じく建設業及び業務委託関係者、学術経験者として弁護士と社会保険労務士の6名からなる我孫子市公契約審議会に諮問・答申し、労使と識者の意見を反映して決定されているとのことでした。

成果としては、受注者等からの報告書により労務者の労働実態が明らかとなり、一部にあった労務報酬下限額以下の労働者について賃金の改善がみられたことです。課題としては、受注者等が支払う賃金についての報告書の管理・審査を行うに当たり、事務量が增大していることから、今後は審査の範囲を限定したり、事業者による自主審査方式への切り替え等、効率的な審査方法が必要とのことでした。

そのほか、本条例に先立って平成24年4月から本格実施をしている「総合評価方式入札」については、落札者決定基準の中に社会貢献度の加点があり、更生保護における就労支援、災害時活動実績、消防団活動への支援及び、ボランティア活動実績等があることが特徴的でした。

公契約条例の制定については本市においても2度にわたり陳情が寄せられており、議会としても条例制定に際しての課題の洗い出しや制定後の成果と課題等の把握のために今回の視察を行ったところであり、引き続き研究を要するとの思いを強くしたところです。

5月19日は茨城県取手市に伺い、「公共施設等総合管理計画」について視察を行いました。

取手市は茨城県南部の中核都市であり、市内にはキャノン、キリンビール、日清食品の工場が立地し、法人市民税の税収が多いという特徴がありますが、先のリーマンショックの際に法人税が十億円単位で下がってきたため市の財政が立ち行かなくなるのではという事態に陥ったことから、緊急財政行革プランである行革アクションプラン等において、学校施設等の統廃合や、保育所の民営化等、施設の再配置を進めていく中、様々な課題が浮き彫りとなりました。このような中、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、平成26年4月の国の指針に基づき、取手市公共施設等総合管理計画を策定されました。

本計画は、中長期的な視点による検討が必要となることから、平成28年から平成67年までの40年間を計画期間としており、アクションプランを8年単位で計画し具体的に進めて行くように計画していましたが、都市計画部門の方で立地適正化計画を平成29年、30年で策定することになり、まちづくり計画のゾーニングが決まった後に、アクションプランを策定する予定であるとのことでした。

対象施設については、公共施設全体で、延床面積24.7万平方メートル、特に学校が全体の約6割を占めており、再配置に手をつけないとまだまだ計画が進まない状況にあります。

公共施設等を取り巻く現状と課題については、人口の推移が昭和40年から50年ごろは都市移行型のベッドタウンということでかなり人口がふえ、平成10年の11.8万人をピークに減少傾向にあり平成52年には9万人に減少していくと推計されています。また、高齢化率は、30%後半までに推移していくと見られ、歳出においては、総人口は年々減少するとともに少子高齢化が進み、税収が減少する一方で社会保障費の増加が見込まれ、公共施設等の維持や更新等に必要な財源の確保が一層困難になり、投資的経費の総額では、今後、平成32年度まで徐々に減少し、平成33年度以降、公共施設とインフラに充てられる投資的経費は、それぞれ11億円の見通しで、年22億円程度になると推計されています。

この計画の基本理念として、①時代や地域の変化に対応した市民サービスを継続的に提供する、②将来世代に負担を先送りしない、③市民と行政がともに進める公共施設の未来を掲げ、基本方針としては①施設需要の変化に応じた質と量の最適化、②計画的な保全による財政負担の軽減・平準化、③市民等との協働とマネジメント体制の構築を行うこととしています。この計画の推進に当たっては、市民の意見を収集する機会を設けること、公共施設に関する劣化度や利用状況などの情報発信を積極的に行うことによる市民との情報共有・合意形成の推進や、公民連携で推進する取り組みが非常に大切であり、これからの自治体は、今までのような施設の「運営」から「経営」へ発想を転換し、これからの公共施設はただ減らすのではなく、限られた施設の機能をいかに充実させていくかを考えることが重要であり、「公共施設等総合管理計画」は随時見直していくことが大切だと認識したところです。

本市においても計画を策定しており、東日本と西日本との違いはありますが、本市と背景、財政状況などが似通ったところがあり、取手市の計画の取り組みについて参考にすべき点が多くありました。

以上で経済厚生委員会視察報告を終わります。